

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

うるま市長 中村正人

市町村名 (市町村コード)	うるま市 (472131)
地域名 (地域内農業集落名)	与勝地区 (平安名、内間、平敷屋、与那城西原、与那城、屋慶名、饒辺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 8月 9日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、与勝地下ダムが整備され農業用水が豊富な地域である。 ・豊富な農業用水があることを周知し、新規就農者や後継者の確保につなげたい。 ・畜産農家が多く、牧草地の確保について精力的に取り組んでいる方が多い。 ・耕作放棄地が見受けられるものの、所有者は農地を貸すことへの抵抗感から貸し渋りがある。 ・耕作放棄地は、貸したくても借り手がない。 ・高齢化の進行や耕種農家が少ないことから幅広い担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の再生に取り組むとともに、耕作放棄地発生未然防止を図る。 ・生産だけでなく、加工・販売も一貫して手掛けて所得増を目指す。 ・高齢化による離農の対策として、農地の受け手となる後継者の育成に取り組む。 ・耕作放棄地を再生し、農業を担う者の規模拡大を図る。 ・農業機械を保有している農家へ作業委託ができるように地域内での農家交流を図る。 ・農業の散布については、各種協議会や部会などで農家へ周知できるような体制を作る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地のうち基盤整備済みの区域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、農業を担う者へ集約化を進める。 集団化には、既存の耕作地の隣接などの距離的要件に配慮する。

(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。貸し渋り対策として公的な機関が仲介することを周知する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
与勝地区で営農している担い手を中心に育成し、地区外からの参入者についても検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業用機械を保有している個人農家が、さとうきびの農作業を受託できるように周知していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】